

あはき・柔整広告ガイドラインについてのご照会

令和7年4月24日

厚生労働省医政局医事課
医事課長 西嶋 康浩 殿

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会
会長 高柳 師門

前略

平素より医療行政の推進にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また当会の活動にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、先日、千葉県健康福祉部医療整備課長より、令和7年3月31日付で発出された「あはき・柔整広告ガイドライン（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業、またはこれらの施術所に関して広告し得る事項等および広告適正化のための指導等に関する指針）」に関する通知が当会宛に届きました。

つきましては、あはき・柔整広告ガイドライン（以下、「当該指針」といいます）に関連し、以下の事項について質問いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、令和7年5月31日までに照会事項に対してご回答賜りますようお願い申し上げます。

草々

1) 照会事項

1. 「無資格者」と定義する法的根拠について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師（以下「あはき・柔整」）の免許を有していない者、またはこれらの免許を有していても、その業務範囲外の行為を行っている者を「無資格者」と定義する法的根拠をご教示ください。

2. 日本カイロプラクティック登録機構登録者の該当性について

一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構（JCR）が登録し、名簿を貴省医

政局医事課に提出しているカイロプラクターは、当該指針において「無資格者」に該当するののかについてご確認ください。もし該当する場合は、その判断基準および、法令上の「無資格者」との定義との齟齬についての整合性、ならびにその旨が当該指針中に明示されていない理由についても、併せてご説明いただきたく存じます。

3. WHO 指針に基づく教育修了者に関する見解

WHO 指針に基づく教育課程を修了したカイロプラクターについては、貴省の過去の見解や、JCR の名簿提出実績などを踏まえ、あはき・柔整の業務独占及び名称独占の範囲を侵害する「無資格者」には該当しない、というのが当会の見解です。この見解に対する貴省のご意見を伺いたく存じます。

4. カイロプラクティックに関する広告規制について

カイロプラクティックの広告について、医療関連法規に抵触しない範囲では、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）のみが WHO 指針に基づく教育課程修了者に適用されるとの当会の見解に対し、貴省の見解をご教示ください。

5. 本通知に先立つ事前連絡の有無について

当該指針に関する通知が千葉県から当会に送付される以前に、貴省から当会に対していかなる事前連絡もなされなかった理由について、ご説明いただきたく存じます。

6. 当会作成の広告ガイドラインに関する扱いについて

2013 年、独立行政法人国民生活センターの要請に基づき当会が作成し、情報提供先として貴省医政局医事課に提出した「カイロプラクティックの広告に関するガイドライン」について、今回の指針策定に際し、参考資料とされなかった理由を明らかにしていただけますようお願い申し上げます。

2) 質問状提出の経緯

1. 令和 7 年 3 月 31 日、千葉県健康福祉部医療整備課長から、あはき・柔整広告ガイドライン（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業、柔道整復業、またはこれらの施術所に関して広告し得る事項等および広告適正化のための指導等に関する指針）に関する通知（以下「本通知」という）が、当会を含む関係団体の長宛に送付されました。本通知には、「本指針においては、消費者庁に対して無資格者による行為によって発生した事故の情報が寄せられていること等を踏まえ、その広告の適正な在り方についても定められています」との記述がありました。

2. 本通知の発端は、厚生労働省医政局長による医政発 0218 第 1 号（令和 7 年 2 月 18 日）通知の中にある、「消費者庁に対して無資格者による行為によって発生した事故の情報が寄せられていること等を踏まえ、あはき・柔整に関する広告だけでなく、無資格者による広告も含めた広告の在り方について検討を行ったところであり、これを併せて本指針に定めています」との文言にあります。それを受けて、千葉県健康福祉部医療整備課長は注意喚起を促したものと推察されます。
3. 上記の医政発 0218 第 1 号通知に関連する、あはき・柔整広告ガイドライン（以下「当該指針」という）には、「無資格者」という用語が使用されています。本来、「無資格者」とは、法的に名称独占資格や業務独占資格を侵害している者を指す用語です。しかし、当該指針における定義である「あはき又は柔整の免許を有していない者等（あはき又は柔整等の免許を有しているが、当該免許に係る業以外の行為を提供している者も含む。以下『無資格者』という。）」は、法律上の「無資格者」との用語解釈に齟齬があり、誤解を招く表現です。
4. WHO 指針に基づく教育基準を履修したカイロプラクターは、法律上の「無資格者」に該当しないことは、以下の事実から明らかです。
 - 昭和 45 年 7 月 9 日（医発第 796 号）の宮城県知事宛厚生省医務局長の回答では、「御照会のカイロプラクティック療法は、脊椎の調整を目的とする点において、あん摩、マッサージ又は指圧と区別され、したがって、あん摩、マッサージ又は指圧に含まれないものと解する。」としています。
 - 政府統計である日本標準産業分類（平成 25 年[2013 年]10 月改定）では、「医療、福祉>医療業>療術業>その他の療術業」の分類において、「カイロプラクティック療法業」が掲載されています。
 - 厚生労働省職業安定局によるハローワーク・インターネットサービスや、厚生労働省編の職業分類職業名索引には、「カイロプラクター」が職業のひとつとして掲載されています。
 - 平成 3 年 6 月 28 日（医事第 58 号）の各都道府県衛生担当部（局）長宛厚生省健康政策局医事課長通知「医業類似行為に対する取扱いについて」では、①医業類似行為全般、②いわゆるカイロプラクティック療法の取扱い、の 2 項目に区分されており、①では、(1) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復、(2) それ以外の医業類似行為、とされていることから、カイロプラクティックがあはき・柔整とは区別されています。
 - 大正 7 年（1918 年）12 月 7 日に、神奈川県令第 86 号「脊椎骨調整術（カイロプラチック）営業取締規則」が制定されており、当時すでにカイロプラクテ

ティック業が職業であると認められていました。

- 一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構（JCR）からは、毎年、貴省に登録カイロプラクター名簿が提出されています。カイロプラクティック業があはき・柔整の業とは異なることから、登録カイロプラクターの名簿が提出されています。その他、カイロプラクターがあはき・柔整とは異なる業を行う職業であることを示す客観的証拠は多数存在します。

5. 当該指針における「無資格者」の表現は、平成 29 年 5 月 26 日に消費者庁消費者安全課が公表した報告書「法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」（以下「本報告書」という）を参考にしたものです。しかし、当会は本報告書について、客観的なエビデンスに基づいた調査や、事故事例の検証が行われていない点を消費者庁に指摘しています。具体的には、①通達内容が実際の被害報告に基づくものであるか否か、②カイロプラクティックの名称を用いる施術者の教育背景、③施術者の手技と被害との因果関係、といった 3 点が明らかにされておらず、消費者の安全を守るという本来の目的を果たしていません。
6. 2012 年 8 月 12 日、独立行政法人国民生活センターが公表した報告書「手技による医業類似行為の危害－整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も－」では、WHO 指針におけるカイロプラクティックの定義や、整体・その他の療法との違いが明記されていました。また、「接骨院（柔道整復師による施術所）でカイロプラクティックを受けて肋軟骨を負傷、頸椎捻挫となった」とする健康被害例も記載されており、あはき又は柔整の免許有無がカイロプラクティック・整体等の手技による健康被害の防止策として有効であるとは限らないことを示唆しています。一方で、上記で挙げた消費者庁の報告書では、あはき又は柔整の免許を有している者を統計から除外しており、あはき・柔整以外のカイロプラクティック・整体等の手技を提供する者が一律に危険であるかのような印象を与えています。
7. 我が国は WHO（世界保健機関）加盟国であり、カイロプラクティックは世界 100 カ国以上で普及し、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、スイスなど約 50 カ国では、医療専門職としての資格制度が確立されていることは第 174 回国会決算行政監視委員会第三分科会等の国会答弁でも報告されています。2005 年、WHO はカイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するガイドラインを発行し、4 年間・4,200 時間以上の大学教育が提示されています。また、医療資格を有する者に対しては、1,800 時間以上の教育が求められています。
8. 当該指針において「無資格者」又は「無資格」の用語を以下の箇所で使用している

ことを確認しました。

- 使用箇所①

- I. 広告規制の趣旨

- 1 趣旨

- 広告規制の趣旨

- 消費者庁にあはき又は柔整の免許を有していない者等（あはき又は柔整等の免許を有しているが当該免許に係る業以外の行為を提供している者も含み、以下「無資格者」という。）による行為で発生した事故の情報が寄せられていること等を踏まえ、あはき・柔整に関する広告だけでなく、無資格者による広告も含めた広告の在り方について、検討を行ったものである。

- 使用箇所②

- (2) 今回の広告規制の考え方

- ③ 無資格者による行為により発生した事故の情報が寄せられていること等を踏まえ、その広告の適切な在り方について、本指針に定めることとした。

- 使用箇所③

- (4) 禁止される広告等の基本的な考え方

- さらに、内容が虚偽にわたる広告や比較優良広告等、あはき・柔整に関する広告としてふさわしくないものについても、ウェブサイト等の情報提供も含め、厳に慎むべきものである。これは、無資格による行為に関する広告についても同様の考え方で取り扱うべきものである。

- 使用箇所④

- 3 消費者行政機関等との連携

- あはき・柔整に関する広告又は無資格者の行為に関する広告に関して、利用者からの苦情は、管内の消費生活センターに寄せられることもあるので、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、違反が疑われる広告に関する情報を入手した際には、速やかに必要な措置²⁷を講じられるよう情報共有のための連携体制を確立されたい。

- 使用箇所⑤

- VII. 無資格者の行為に関する広告について

- 1 基本的な考え方

- これまで、消費者庁に対し、国家資格を有していない者による行為で発生した事故の情報が多く寄せられてきた。平成 24 年 8 月 2 日に独立行政法人国民生活センターが公表した資料では、施術所等を利用したきっかけ等について、家族や知人の紹

介が最も多かったが、情報誌や雑誌広告、チラシ等を見て選択したという相談も多く、また、当該広告には、適応症の広告や、身体症状・疾病に効果があると受け取られるような広告等消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがある広告や、あん摩マッサージ指圧以外の行為を提供する場所において、「マッサージ」という語句を用いた広告等がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがあると指摘されている。現在においても、無資格者の行為に係る不適切広告等の情報等が寄せられていることから、あはき、柔整の他に無資格者の行為の広告の適切な在り方について、本指針に定めることとしたものである。具体的には、利用者にとって有用な情報源の一つとなっている広告の性格等も踏まえつつ、利用者保護の観点から、不当に誘引する虚偽又は誇大な内容等の広告に掲載すべきでない事項を示すこととした。消費者庁に事故の情報が多数寄せられている現状からも、本指針を踏まえ、事業所等においては、営利を目的として、広告により利用者を不当に誘引することは厳に慎むべきであり、利用者保護の観点も踏まえ、広告に掲載されている内容を利用者が適切に理解し、あはき、柔整又は無資格者の行為を選択できるよう、客観的で正確な情報提供に努めるべきである。

- 使用箇所⑥

- 2 本項目の対象

無資格者の行為に関する広告として、本項目の対象となるのは、本指針Ⅱの4

(1)と同様とし、関係団体等による自主的な取組を促すものである。

- 使用箇所⑦

(6) あはき師法、柔整師法等に抵触する内容を含むもの 無資格者の行為は、国家資格が必要なあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復の業務とは全く異なることから、国家資格を必要とする業を行っていると利用者に誤認を与えるような表示は不適切であり、これは、写真、画像等を用いた場合においても同様である。また、「腰痛」、「膝の痛み」等の痛み症状に対する施術、慢性的「肩こり・疲労」等の常態的な症状に対する施術の表現は、特定の疾患に対する施術 或いは疾患の原因となる可能性を含んでいる症状に対する施術に当たる可能性が高いことから、広告及びウェブサイト等に表現すべきでないものである。

【参考資料】

- 「あはき・柔整広告ガイドラインの概要」厚生労働省医政局医事課
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001412682.pdf>
- 「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針 ～あはき・柔整広告ガイドライン～」 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001413244.pdf>
- 「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について」
医政発 0218 第 1 号 令和 7 年 2 月 18 日 厚生労働省医政局長
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001412949.pdf>
- 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に係る広告等」千葉県
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/chiikiiryuu/ahakijuuseikoukoku.html>
- 「カイロプラクティックの広告に関するガイドライン」
一般社団法人日本カイロプラクターズ協会
<https://jac-chiro.org/wp-content/uploads/2024/04/chiroadvertising.pdf>
- 「手技による医業類似行為の危害－整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も－」独立行政法人国民生活センター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002lamn-att/2r9852000002latt.pdf>
- 「法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」
消費者庁消費者安全課（[リンク切れ](#)）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_170526_0002.pdf
- 昭和 45 年 7 月 9 日付（医発第 796 号）の宮城県知事宛厚生省医務局長の回答
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1053&dataType=1&pageNo=1
- 医業類似行為に対する取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/061115-1a.html>
- 「第 174 回国会 決算行政監視委員会第三分科会 第 1 号（平成 22 年 5 月 17 日（月曜日））」衆議院
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/004317420100517001.htm
- 「筋骨格系（運動器系）医療業種の比較」
一般社団法人日本カイロプラクターズ協会（厚生労働省資料作成協力）

<https://jac-chiro.org/wp-content/uploads/2024/04/comparison2023.pdf>

- International Standard Classification of Occupations (ISCO-08)
2 Professionals> Level 4> ISCO-08 Code 2269> Health Professionals Not
Elsewhere Classified> Chiropractor
[https://ilostat ilo.org/methods/concepts-and-definitions/classification-
occupation/](https://ilostat ilo.org/methods/concepts-and-definitions/classification-occupation/)
- 「国民の皆様の声」の集計報告（平成 23 年 1 月 21 日～1 月 27 日受付分）
[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000011dm5-
img/2r98520000011dps.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000011dm5-img/2r98520000011dps.pdf)
- 業種別開業ガイド「カイロプラクティックオフィス（整体院含む）」
<https://j-net21.smrj.go.jp/startup/guide/medical/06001.html>
- 「第 15 次カイロプラクター名簿提出」
一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構
<https://chiroreg.jp/registrantslist/>